

安芸市ちりめんじゃこ等を生かした食による地域づくり事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号）の規定に基づき、安芸市のちりめんじゃこをはじめとする特産品を生かした食による地域づくり事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定める。

(補助目的)

第2条 この要綱は、安芸市の特産品であるちりめんじゃこ等（以下「特産品」という。）の魅力のPR、商品開発や調査研究等、本市の地場産業の振興につながる取組みを行う事業者に対し、それらに要する経費を補助することにより、産業間の連携による経済効果を高め、地域の食の魅力や観光素材を全国にアピールして産業そのものの活性化につなげていくことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 営利を目的として事業を営む法人や団体
- (2) 団体・グループ等 営利を目的としない地域活動等を行う団体・グループ等

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、事業者、団体・グループ等（以下「事業者等」という。）で、次の各号に掲げる要件にすべて該当するものとする。

- (1) 活動の拠点が安芸市内に有すること
- (2) 団体組織等の中に安芸市暴力団排除条例（平成23年条例第6号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員がいないこと
- (3) 事業者の場合は市税及び国民健康保険税を滞納していない者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助することが適当であると認める団体

(補助事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に定める事業をいう。

- (1) 調査研究・視察研修事業 特産品に関する調査研究または視察研修にかかる事業をいう。
- (2) 商品開発事業 特産品を利用した新商品の開発にかかる事業をいう。
- (3) イベント出展事業 特産品の販売促進またはPRするためのイベント・展示会等へ

の出展事業をいう。

(4) イベント開催事業 特産品の販売促進またはPRするためのイベント開催事業をいう。

(5) その他、市長が必要であると認める事業

(補助対象経費及び補助率等)

第6条 補助対象経費は、前条に規定する事業を行うために必要な経費であつて、別表1に掲げるものについて補助する。ただし、算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

2 補助率は、補助対象経費の2分の1以内とし、予算の範囲内で交付する。

3 補助対象金額は、国等、他の機関から当該事業に係わる補助金等の交付を受けるときは、その額を控除した額とする。

(補助事業の実施期間)

第7条 補助事業の実施期間は、補助金の交付決定を受けた日から、当該年度末までとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、様式第2号による補助金交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第10条 第2条に規定する補助目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に係わる法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、別表2のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助事業の重要な変更)

第11条 補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ様式第3号による補助金変更交付申請書を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の増額
- (2) 補助対象経費の20パーセントを超える減額
- (3) 前号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であって、市長が変更手続きを要すると認めたもの（必要に応じて市長に事前協議すること。）

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ様式第4号による補助事業中止（廃止）申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、様式第5号による補助金実績報告書を補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 第8条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第8条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、当該減額した額を上回る部分の金額）を様式第6号による消費税仕入控除税額等報告書を市長に提出するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

- 4 市長は、第1項の報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第14条 補助金は、前条第4項の規定により補助金の額を決定した後、補助事業者から請求書(様式第7号)の提出を受け、支払うものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、確定前にその全部または一部を概算払いすることができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書きの規定に基づき補助金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部もしくは全部を返還させることができる。

- (1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) この要綱、規則その他法令の規定又はこれに基づく処分に違反したとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(情報の開示)

第16条 補助事業又は補助事業者に関して、安芸市情報公開条例(平成11年条例第2号)に基づき開示請求があった場合は、同条例第7条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

補助対象 経費区分	補助対象 費目	経 費 内 容	補助率
調査研究事業 視察研修事業 商品開発事業	謝金	事業の遂行に必要な指導及び助言を受けるために依頼した専門家等に対する謝礼及び旅費として支払われる経費	補助対象 経費の 2 分の 1 以内
	旅費	事業の遂行に必要な情報収集、調査、視察研修等を行うための旅費として支払われる経費のうち、代理店等が発行する領収書のあるもの	
	委託費	商品開発や試作品製造にかかるコンサルティング会社等への委託料もしくは商品コンセプトづくり、パッケージ・ラベル等デザインの外注費として支払われる経費	
	原材料費	商品開発等の試作品に必要な原材料の購入に要する経費	
	印刷製本費	商品等のパッケージ・ラベルづくり等に必要な印刷物等の印刷に要する経費	
	需用費	商品等の特性を効果的に伝えるために必要な資材等の購入に要する経費	
イベント出展 事業		特産品の販売促進または P R するためのイベント・展示会等にかかる経費（出展料、小間料、会場設営費、運搬費、交通費、宿泊費、広告宣伝費、消耗品費）	
イベント開催 事業		特産品の販売促進または P R するためのイベント開催にかかる経費（広告宣伝費、舞台運営費、企画運営費、会場設営費、消耗品費、通信費、使用料及び賃借料、委託料）	

(注 1) 旅費、交通費の経費は、領収書のあるものとし、航空運賃と宿泊料金がセット（パック旅行）になったものについては航空運賃及び宿泊料の実費分とする。

別表 2（第 9 条及び第 10 条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。